

05536P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

36

相続税法

理論マスター

平成26年度試験対策

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応！



TAC出版

# はじめに

---

相続税法の理論問題は、個別問題形式で出題される場合と総合問題形式で出題される場合とがあるが、いずれの場合であっても基本となるのは条文である。

個々の条文に関し、課税要件、課税対象者etc. といった整理ができていれば、どんな形式で問われても恐れるに足らない。

本書（平成25年度の改正を考慮したもの）においては、条文にできるだけ忠実な形で、基本的な個別問題をテーマ別に区分して収録している。

この一冊を完璧にマスターすれば、理論問題に関しての重要条文はすべて押えたこととなり、楽に合格レベルに達することができる。

あとは、総合問題対策として、理論ドクターで組み合わせの学習をし、磨きをかけるだけである。

本書を利用することにより、一人でも多くの受験生が合格の栄冠を勝ち取られんことを願ってやまない。

（本書は平成25年7月までの施行法令に準拠している。）

## T A C 税理士講座

凡	例
法	相続税法
法附則	相続税法附則
令	相続税法施行令
令附則	相続税法施行令附則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
国通法	国税通則法
引	用
法3①二	相続税法第3条第1項第二号

## 本書を使用する際の注意点

### 1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示してあります。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1-1等）で表示してあります。

法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

### 2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習する上での重要度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

ランク A …… 学習をするにあたって非常に重要度の高い理論問題

ランク B …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランク C …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

### 3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

### 4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録してあります。

まずはカッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

### 5 条文番号について

各理論問題の中の各項目について、参照して頂く条文番号を表示してありますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

# CONTENTS

## 目 次

### テーマ 1 : 納税義務者

- 1-1 相続税又は贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲 …………… 2
- 1-2 人格のない社団等及び持分の定めのない法人に対する課税 …………… 4

### テーマ 2 : みなし取得財産

- 2-1 相続又は遺贈により取得したものとみなす場合 …………… 8
- 2-2 遺贈により取得したものとみなす場合 …………… 10
- 2-3 贈与により取得したものとみなす生命保険金等 …………… 12
- 2-4 贈与により取得したものとみなす定期金 …………… 14
- 2-5 贈与又は遺贈により取得したものとみなす低額譲受、債務免除等  
及びその他の利益の享受 …………… 16
- 2-6 贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利 …………… 18
- 2-7 受益者等が存しない信託等の特例 …………… 20
- 2-8 特別の法人から受ける利益に対する課税 …………… 22

### テーマ 3 : 相続税の課税価格・税額計算

- 3-1 相続税の課税価格 …………… 26
- 3-2 相続税法の相続税の非課税財産 …………… 28
- 3-3 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等 …………… 30
- 3-4 債務控除 …………… 32
- 3-5 未分割遺産に対する課税 …………… 34
- 3-6 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 …………… 36
- 3-7 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 …………… 38
- 3-8 遺産に係る基礎控除及び相続税の総額 …………… 40
- 3-9 相続税額の加算 …………… 42
- 3-10 相続開始前 3 年以内に贈与があった場合の相続税額 …………… 44
- 3-11 配偶者に対する相続税額の軽減 …………… 46
- 3-12 未成年者控除 …………… 48
- 3-13 障害者控除 …………… 50
- 3-14 相次相続控除 …………… 52
- 3-15 在外財産に対する相続税額の控除 …………… 54

## テーマ４：贈与税の課税価格・税額計算

4-1	贈与税の課税価格	58
4-2	相続税法の贈与税の非課税財産	60
4-3	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税	62
4-4	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	64
4-5	贈与税の配偶者控除	66
4-6	在外財産に対する贈与税額の控除	68

## テーマ５：相続時精算課税

5-1	相続税法の相続時精算課税	72
5-2	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例	76

## テーマ６：財産の評価

6-1	相続税法の財産の評価	80
-----	------------	----

## テーマ７：申告

7-1	国税通則法の期限内申告、期限後申告、修正申告、更正の請求並びに更正及び決定	84
7-2	相続税法の相続税の期限内申告及び還付申告	86
7-3	相続税法の贈与税の期限内申告	88
7-4	相続税法の期限後申告、修正申告及び更正の請求の特例	90
7-5	租税特別措置法の期限後申告、修正申告及び更正の請求の特例	94
7-6	更正及び決定の特例	98
7-7	相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等	100
7-8	納税地	102

## テーマ８：納付

8-1	納付及び還付	106
8-2	連帯納付の義務等	108
8-3	相続税の延納	110
8-4	贈与税の延納	114
8-5	物納	116
8-6	物納の撤回	120
8-7	特定の延納税額に係る物納	122
8-8	農地等についての相続税の納税猶予等	124

8-9	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予	128
8-10	非上場株式等についての相続税の納税猶予	132
8-11	非上場株式等についての贈与税の納税猶予	136
8-12	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予	140
8-13	山林についての相続税の納税猶予	144

### 租税特別措置法の用語の意義

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	148
特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例	150
国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等	151
住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税	152
直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	154
住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例	156
農地等についての相続税の納税猶予等	158
農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予	159
非上場株式等についての相続税の納税猶予	160
非上場株式等についての贈与税の納税猶予	162
非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予	164
山林についての相続税の納税猶予	166
《参 考》 条文を読む上で注意すべき用語	168

# テーマ1

## 納税義務者

---

- 1 - 1 相続税又は贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲
- 1 - 2 人格のない社団等及び持分の定めのない法人に対する課税

**1-1**

**相続税又は贈与税の納税義務者  
及び課税財産の範囲**

〔ランクA〕

**1. 相続税の納税義務者**

重要度◎

次の者は、相続税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者（法1の3一）

相続又は遺贈により財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

(2) 非居住無制限納税義務者（法1の3二）

相続又は遺贈により財産を取得した次の者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの

- ① 日本国籍を有する個人（その個人又は被相続人がその相続の開始前5年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）
- ② 日本国籍を有しない個人（被相続人がその相続開始の時において法施行地に住所を有していた場合に限る。）

(3) 制限納税義務者（法1の3三）

相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの（(2)の者を除く。）

(4) 特定納税義務者（法1の3四）

贈与により相続時精算課税適用財産を取得した個人（(1)から(3)の者を除く。）

**2. 相続税の課税財産の範囲**

重要度○

(1) 無制限納税義務者（法2①）

その者が相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し、相続税を課する。

(2) 制限納税義務者（法2②）

その者が相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものに対し、相続税を課する。

### 3. 贈与税の納税義務者

重要度◎

次の者は、贈与税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者（法1の4一）

贈与により財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

(2) 非居住無制限納税義務者（法1の4二）

贈与により財産を取得した次の者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの

① 日本国籍を有する個人（その個人又は贈与者がその贈与前5年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

② 日本国籍を有しない個人（贈与者がその贈与の時において法施行地に住所を有していた場合に限る。）

(3) 制限納税義務者（法1の4三）

贈与により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの（(2)の者を除く。）

### 4. 贈与税の課税財産の範囲

重要度○

(1) 無制限納税義務者（法2の2①）

その者が贈与により取得した財産の全部に対し、贈与税を課する。

(2) 制限納税義務者（法2の2②）

その者が贈与により取得した財産で法施行地にあるものに対し、贈与税を課する。

## 1-2

# 人格のない社団等及び持分の定めのない法人に対する課税

[ランクA]

### 1. 人格のない社団等に対する課税 (法66①)

重要度◎

人格のない社団等に対し財産の贈与又は遺贈があった場合においては、その社団等を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。

### 2. 持分の定めのない法人に対する課税 (法66④)

重要度◎

持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があった場合において、その贈与又は遺贈によりその贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、その法人を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。

### 3. 贈与税額又は相続税額の計算

重要度○

#### (1) 贈与税額の計算方法 (法66①④)

1又は2の場合においては、贈与により取得した財産について、贈与者の異なるごとに、その贈与者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもって1の社団等又は2の法人の納付すべき贈与税額とする。

#### (2) 法人税等相当額の控除 (法66⑤)

1の社団等又は2の法人に課される贈与税又は相続税の額については、1の社団等又は2の法人に課されるべき法人税等の額に相当する額を控除する。

### 4. 住所の判定 (法66③④)

重要度△

1から3の場合において、相続税又は贈与税の納税義務者の規定の適用については、1の社団等又は2の法人の住所は、主たる営業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。

(MEMO)

(MEMO)

## テーマ2

# みなし取得財産

---

- 2-1 相続又は遺贈により取得したものとみなす場合
- 2-2 遺贈により取得したものとみなす場合
- 2-3 贈与により取得したものとみなす生命保険金等
- 2-4 贈与により取得したものとみなす定期金
- 2-5 贈与又は遺贈により取得したものとみなす低額譲受、債務免除等及びその他の利益の享受
- 2-6 贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利
- 2-7 受益者等が存しない信託等の特例
- 2-8 特別の法人から受ける利益に対する課税

**2-1**

**相続又は遺贈により取得したものとみなす  
場合**

[ランクA]

**1. 相続又は遺贈により取得したものとみなす場合**

**重要度◎**

次のいずれかの場合においては、それぞれの者が、それぞれの財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす。

この場合において、その者が相続人であるときはその財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときはその財産を遺贈により取得したものとみなす。

**(1) 生命保険金等 (法3①一)**

被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金（偶然的事故に基因する死亡に伴い支払われるものに限る。）を取得した場合においては、その保険金受取人について、その保険金のうち次の算式により計算した部分

《算式》

$$\left[ \begin{array}{l} \text{その保険金} \\ \text{(2)及び(5)又は} \\ \text{(6)を除く。} \end{array} \right] \times \frac{\text{被相続人が負担した保険料の金額}}{\text{被相続人の死亡の時までに払い込まれた保険料の全額}}$$

**(2) 退職手当金等 (法3①二)**

被相続人の死亡により相続人その他の者がその被相続人に支給されるべきであった退職手当金等で被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものの支給を受けた場合においては、その退職手当金等の支給を受けた者について、その退職手当金等

**(3) 生命保険契約に関する権利 (法3①三)**

相続開始の時において、まだ保険事故が発生していない生命保険契約（一定期間内に保険事故が発生しなかった場合において返還金等の支払がない生命保険契約を除く。）で被相続人が保険料の全部又は一部を負担し、かつ、被相続人以外の者が契約者であるものがある場合においては、その契約者について、その契約に関する権利のうち次の算式により計算した部分

《算式》

$$\left[ \begin{array}{l} \text{その契約に} \\ \text{関する権利} \end{array} \right] \times \frac{\text{被相続人が負担した保険料の金額}}{\text{相続開始の時までに払い込まれた保険料の全額}}$$

(4) 定期金給付契約に関する権利 (法3①四)

相続開始の時に、まだ定期金給付事由が発生していない定期金給付契約(生命保険契約を除く。)で被相続人が掛金又は保険料の全部又は一部を負担し、かつ、被相続人以外の者が契約者であるものがある場合においては、その契約者について、その契約に関する権利のうち次の算式により計算した部分

《算式》

$$\text{その契約に関する権利} \times \frac{\text{被相続人が負担した掛金又は保険料の金額}}{\text{相続開始の時までに払い込まれた掛金又は保険料の金額}}$$

(5) 保証期間付定期金に関する権利 (法3①五)

定期金給付契約で定期金受取人に対し定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときはその死亡後遺族その他の者に対して定期金又は一時金を給付するものに基づいて定期金受取人たる被相続人の死亡後相続人その他の者が継続受取人となった場合においては、その継続受取人となった者について、その定期金給付契約に関する権利のうち次の算式により計算した部分

《算式》

$$\text{その定期金給付契約に関する権利} \times \frac{\text{被相続人が負担した掛金又は保険料の金額}}{\text{相続開始の時までに払い込まれた掛金又は保険料の金額}}$$

(6) 契約に基づかない定期金に関する権利 (法3①六)

被相続人の死亡により相続人その他の者が定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものを取得した場合には、その定期金に関する権利を取得した者について、その定期金に関する権利(2を除く。)

**2. 被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金 (法3②)**

重要度○

1 (1)又は(3)から(5)の規定の適用については、被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金は、被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。

ただし、1 (3)又は(4)の規定により契約者がその被相続人の被相続人から生命保険契約に関する権利又は定期金給付契約に関する権利を相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合においては、その被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金については、この限りでない。

**3. 遺言により払い込まれた保険料又は掛金 (法3③)**

重要度△

1 (3)又は(4)の規定の適用については、被相続人の遺言により払い込まれた保険料又は掛金は、被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。

**2-2**

**遺贈により取得したものとみなす場合〔ランクC〕**

**遺贈により取得したものとみなす場合（法4）**

重要度◎

民法の規定により相続財産法人から相続財産の全部又は一部を与えられた場合においては、その与えられた者が、その与えられた時におけるその財産の時価に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなす。

(MEMO)

**2-3**

**贈与により取得したものとみなす生命保険金等**

[ランクA]

**1. 贈与により取得したものとみなす場合**

重要度◎

(1) 生命保険金等 (法5①)

生命保険契約の保険事故（傷害、疾病その他これらに類する保険事故で死亡を伴わないものを除く。）又は損害保険契約の保険事故（偶然な事故に基因する保険事故で死亡を伴うものに限る。）が発生した場合において、保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、これらの保険事故が発生した時において、保険金受取人が、その取得した保険金のうち次の算式により計算した部分をその保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす。

《算式》

$$\text{その取得した} \times \frac{\text{保険金受取人以外の者が負担した保険料の金額}}{\text{保険金} \quad \text{保険事故が発生した時まで払い込まれた保険料の全額}}$$

(2) 返還金等 (法5②)

(1)の規定は、(1)の契約について返還金等の取得があった場合について準用する。

**2. 保険料負担者の被相続人が負担した保険料 (法5③)**

重要度△

1の規定の適用については、1に規定する保険料を負担した者の被相続人が負担した保険料は、その者が負担した保険料とみなす。

ただし、生命保険契約に関する権利の規定により1に規定する保険金受取人又は返還金等の取得者がその被相続人から生命保険契約に関する権利を相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合においては、その被相続人が負担した保険料については、この限りでない。

**3. 贈与により取得したものとみなさない場合 (法5④)**

重要度◎

1(1)の規定は、1(1)に規定する保険金受取人が生命保険金等又は退職手当金等を相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合においては、適用しない。

(MEMO)

## 2-4 贈与により取得したものとみなす定期金〔ランクA〕

### 1. 贈与により取得したものとみなす場合

重要度◎

#### (1) 定期金に関する権利（法6①）

定期金給付契約（生命保険契約を除く。以下(2)において同じ。）の定期金給付事由が発生した場合において、掛金又は保険料の全部又は一部が定期金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、その定期金給付事由が発生した時において、定期金受取人が、その取得した定期金給付契約に関する権利のうち次の算式により計算した部分をその掛金又は保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす。

#### 《算式》

その取得した定期金給付契約に関する権利 ×  $\frac{\text{定期金受取人以外の者が負担した掛金又は保険料の金額}}{\text{定期金給付事由が発生した時まで払い込まれた掛金又は保険料の全額}}$

#### (2) 返還金等（法6②）

(1)の規定は、(1)の契約について返還金等の取得があった場合について準用する。

#### (3) 保証期間付定期金に関する権利（法6③）

定期金給付契約で定期金受取人に対し定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときはその死亡後遺族その他の者に対して定期金又は一時金を給付するものに基づいて定期金受取人たる被相続人の死亡後相続人その他の者が継続受取人となった場合において、掛金又は保険料の全部又は一部が継続受取人及び被相続人以外の第三者によって負担されたものであるときは、相続の開始があった時に、その継続受取人が、その取得した定期金給付契約に関する権利のうち次の算式により計算した部分をその第三者から贈与により取得したものとみなす。

#### 《算式》

その取得した定期金給付契約に関する権利 ×  $\frac{\text{第三者が負担した掛金又は保険料の金額}}{\text{相続開始の時までに払い込まれた掛金又は保険料の全額}}$

### 2. 掛金又は保険料負担者の被相続人が負担した掛金又は保険料（法6④）

重要度△

1の規定の適用については、1に規定する掛金又は保険料を負担した者の被相続人が負担した掛金又は保険料は、その者が負担した掛金又は保険料とみなす。

ただし、定期金給付契約に関する権利の規定により1に規定する受取人又は返還金等の取得者がその被相続人から定期金給付契約に関する権利を相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合においては、その被相続人が負担した掛金又は保険料については、この限りでない。

(MEMO)

**2-5**

**贈与又は遺贈により取得したものとみなす低額譲受、債務免除等及びその他の利益の享受**〔ランクB〕

**1. 贈与又は遺贈により取得したものとみなす低額譲受（法7）**

重要度◎

著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、その財産の譲渡があった時において、その財産の譲渡を受けた者が、その対価とその譲渡があった時におけるその財産の時価との差額に相当する金額をその財産を譲渡した者から贈与（その財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

ただし、その財産の譲渡が、その譲渡を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者からその債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

**2. 贈与又は遺贈により取得したものとみなす債務免除等（法8）**

重要度◎

対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済（以下「債務免除等」という。）による利益を受けた場合においては、その債務免除等があった時において、その債務免除等による利益を受けた者が、その債務の金額に相当する金額をその債務免除等をした者から贈与（その債務免除等が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

ただし、その債務免除等が次のいずれかの場合においては、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

- (1) 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務の全部又は一部の免除を受けたとき
- (2) 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務者の扶養義務者によってその債務の全部又は一部の引受け又は弁済がなされたとき

**3. 贈与又は遺贈により取得したものとみなすその他の利益の享受（法9）**

重要度△

贈与又は遺贈により取得したものとみなす規定の適用がある場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、その利益を受けた時において、その利益を受けた者が、その利益を受けた時におけるその利益の価額に相当する金額をその利益を受けさせた者から贈与（その行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

ただし、その行為が、その利益を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者からその債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

2-6

贈与又は遺贈により取得したものとみなす  
信託に関する権利

〔ランクB〕

1. 贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利

重要度◎

(1) 効力発生時（法9の2①）

信託の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずにその信託の受益者等となる者がいるときは、その信託の効力が生じた時において、その信託の受益者等となる者は、その信託に関する権利をその信託の委託者から贈与（その委託者の死亡によりその信託の効力が生じた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

(2) 受益者等の変更時（法9の2②③）

① 受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たにその信託の受益者等が存するに至った場合（(3)の規定の適用がある場合を除く。）には、その受益者等が存するに至った時において、その信託の受益者等となる者は、その信託に関する権利をその信託の受益者等であった者から贈与（その受益者等であった者の死亡により受益者等が存するに至った場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

② 受益者等の存する信託について、その信託の一部の受益者等が存しなくなった場合において、適正な対価を負担せずに既にその信託の受益者等である者がその信託に関する権利について新たに利益を受けることとなるときは、その信託の一部の受益者等が存しなくなった時において、その利益を受ける者は、その利益をその信託の一部の受益者等であった者から贈与（その受益者等であった者の死亡によりその利益を受けた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

(3) 終了時（法9の2④）

受益者等の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せずにその信託の残余財産の給付を受けるべき者がいるときは、その給付を受けるべき者となった時において、その信託の残余財産の給付を受けるべき者となった者は、その信託の残余財産（その信託の終了の直前においてその者がその信託の受益者等であった場合には、その受益者等として有していたその信託に関する権利に相当するものを除く。）をその信託の受益者等から贈与（その受益者等の死亡によりその信託が終了した場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

2. 信託財産に属する資産及び負債の承継等（法9の2⑥）

重要度△

1 (1)又は(2)の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、その信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなす。

(MEMO)

**2-7**

**受益者等が存しない信託等の特例**

〔ランクC〕

**1. 贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利**

重要度◎

(1) 効力発生時（法9の4①）

受益者等が存しない信託の効力が生ずる場合において、その信託の受益者等となる者がその信託の委託者の親族であるときは、その信託の効力が生ずる時において、その信託の受託者は、その委託者からその信託に関する権利を贈与（その委託者の死亡によりその信託の効力が生じた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

(2) 受益者等の存する信託について受益者等が不存在となった時（法9の4②）

受益者等の存する信託について、その信託の受益者等が不存在となった場合において、その受益者等の次に受益者等となる者がその信託の効力が生じた時の委託者又は当該次に受益者等となる者の前の受益者等の親族であるときは、その受益者等が不存在となった時において、その信託の受託者は、当該次に受益者等となる者の前の受益者等からその信託に関する権利を贈与（当該次に受益者等となる者の前の受益者等の死亡により当該次に受益者等となる者の前の受益者等が存しないこととなった場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

(3) 受託者が個人以外の場合（法9の4③）

(1)、(2)の規定の適用がある場合において、信託の受託者が個人以外であるときは、その受託者を個人とみなして、贈与税又は相続税を課する。

(4) 法人税等相当額の控除（法9の4④）

(1)から(3)の規定の適用がある場合において、受託者に課される贈与税又は相続税の額については、その受託者に課されるべき法人税等の額に相当する額を控除する。

**2. 贈与により取得したものとみなす信託に関する権利（法9の5）**

重要度○

受益者等が存しない信託について、その信託の契約締結時等において存しない者がその信託の受益者等となる場合において、その信託の受益者等となる者がその信託の契約締結時等における委託者の親族であるときは、その存しない者がその信託の受益者等となる時において、その信託の受益者等となる者は、その信託に関する権利を個人から贈与により取得したものとみなす。

**3. 信託財産に属する資産及び負債の承継等（令1の12⑤）**

重要度△

1又は2の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利を取得した者は、その信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなす。

(MEMO)

**2-8**

**特別の法人から受ける利益に対する課税**〔ランクB〕

**特別の法人から受ける利益に対する課税** (法65①)

重要度◎

持分の定めのない法人で、その施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属等について設立者、社員、理事、監事もしくは評議員、その法人に対し贈与もしくは遺贈をした者又はこれらの者の親族その他これらの者と特別の関係がある者に対し特別の利益を与えるものに対して財産の贈与又は遺贈があった場合においては、持分の定めのない法人に対する課税の規定の適用がある場合を除くほか、その財産の贈与又は遺贈があった時において、その法人から特別の利益を受ける者が、その財産の贈与又は遺贈により受ける利益の価額に相当する金額をその財産の贈与又は遺贈をした者から贈与又は遺贈により取得したものとみなす。

税理士受験シリーズ  
2014年度版 36 相続税法 理論マスター

発行日 2013年8月24日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (税理士講座)

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

西村ビル

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2013

管理コード 05536P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。